



**◎登録審査時の発育基準**

- (1) 体高が各月齢において、発育曲線の上限・下限の間にあるものは、減率加算しない。  
 ただし、上限をオーバー、又は下限に達しない場合は、 $\pm 2\sigma$ 以内なら減率1%、 $\pm 2.5\sigma$ 以内なら2%、 $\pm 3\sigma$ 以内なら3%を体積の減率に加算する。 $+3\sigma$ 以上のものについては、 $0.5\sigma$ を超えるごとに1%ずつを体積の減率に加算する。
- (2) 体高が各月齢において、 $-3\sigma$ 未満のものは審査の対象としない。

**◎栄養過多牛並びにやせすぎの牛の減率加算** (体積の項目に加算)

- (1) 栄養過多牛 栄養度7の場合：1% 栄養度8の場合：3%  
 (品位の項目においても考慮する)
- (2) やせすぎの牛 栄養度3の場合：-1% 栄養度2の場合：-2%  
 (体型のしっかりしたものに限る。なお、このような加算をした牛の場合は、肩幅、前背幅、腿の部位を審査する場合に、やせていることを若干考慮にいれて、これを行う)

栄養度1 (非常にやせている) および栄養度9 (非常に太っている) に該当するものは、原則として栄養改善のうえ、受審するよう指導する。